

匿名の投稿者を特定しやすくする

「プロバイダ責任制限法」の改正ポイント

小笠原六川国際総合法律事務所
弁護士 神田 知宏

ことし4月、プロバイダ責任制限法が改正されました。これは、ネットの書き込みなどの発信者情報開示請求について、新たな手続きの創設等を目的としています。ここでは、改正法のポイントを解説します。

投稿者を特定する仕組み

発信者情報開示請求

近時、インターネットでの誹謗中傷問題がクローズアップされ、匿名の投稿者を特定するための制度「発信者情報開示請求」にも注目が集まっています。

発信者情報開示請求は、サイト管理者（※1）や接続プロバイダ（※2）に対し、投稿者の情報を開示してもらう制度です。特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下、「プロバイダ責任制限法」）に規定されています。

プロバイダ責任制限法の改正

ことし4月、プロバイダ責任制限法が改正され、2022年秋ごろに施行されることとなりました（改正後のプロバイダ責任制限法を以下「新法」と言います）。

新法の目的は、総務省の資料によると「インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続を創設するなどの制度的見直しを行うこと」とされています。

ます。

今回の法改正は、プロレスラーの木村花さんの事件がきっかけとも言われていますが、実際には、その少し前から検討が始まりました。ただ、木村花さんの事件により、世論の高まりや政治家の積極的な活動があり、法改正の動きが加速したと思われる。

現行法の問題点

2段階の手続き

現行法の発信者情報開示請求権で投稿者を調べるには、2段階の手続きが必要です（図表1）。

第1段階として、サイト管理者に対し、投稿に使用されたIPア

ドレスと正確な投稿日時を開示請求します。

それらが開示されたあと、第2段階として、IPアドレスを保有する接続プロバイダに対し、当該IPアドレスを当該投稿日時に使用した契約者に関し、住所・氏名等を開示請求します。

時間と費用の問題

2段階の手続きが必要となることから、いくつかの問題が生じていました。その最たるものが投稿者の特定にかかる時間と費用の問題です。

現行法のもと、IPアドレスの開示請求を仮処分、住所・氏名の開示請求を訴訟手続きで実施すると、投稿者の住所・氏名が判明するまでに、少なくとも6〜9か月はかかります。1年以上かかることも珍しくありません。

弁護士費用については、2つの裁判手続きを経ることから、50万円〜100万円はかかります。そのため、最終段階で投稿者に対する調査費用（開示請求にかかった弁護士費用）の請求が認められないと、せっかく慰謝料が認められても、赤字になることは普通にあります。

SNS事業者に対する 電話番号の開示請求の問題

サイト管理者であるSNS事業者（ツイッター等）にアカウント情報（電話番号・メールアドレス）を開示請求するのであれば、訴訟手続きは1回で済みます。

ところが、ツイッターなどのSNS事業者は外国法人のため、日本法人と違い、第1回期日までに5〜8か月かかります。そして、判決が出るまでに少なくとも1年はかかります。

そのため、1段階の手続きで済むと言っても、必ずしも短期間で投稿者を特定できるわけではないのです。

ログイン型投稿の問題

現行法には、ID・パスワードを入力し、アカウントにログインしたうえで投稿を行なうログイン型投稿の問題もあります。現行法は、「投稿に使用されたIPアドレス」を前提につくられているため、サイト管理者が「ログインに使用されたIPアドレス」しか開示しないケースでは、法適用に無理が生じていました。ツイッターやインスタグラムが典型例です。

東京高裁では、ログイン型投稿の発信者情報開示請求を認めない判決がいくつかある一方で、一定の条件のもと、開示請求を認める判決も増えています。

開示請求を認める判決の多くは、
①ログイン
②侵害情報の投稿
③ログアウト

との一連の操作の流れにおいて、「侵害情報を投稿するためのログイン」がどれなのかを捕捉し開示請求の対象としています。

新しい制度

発信者情報開示命令

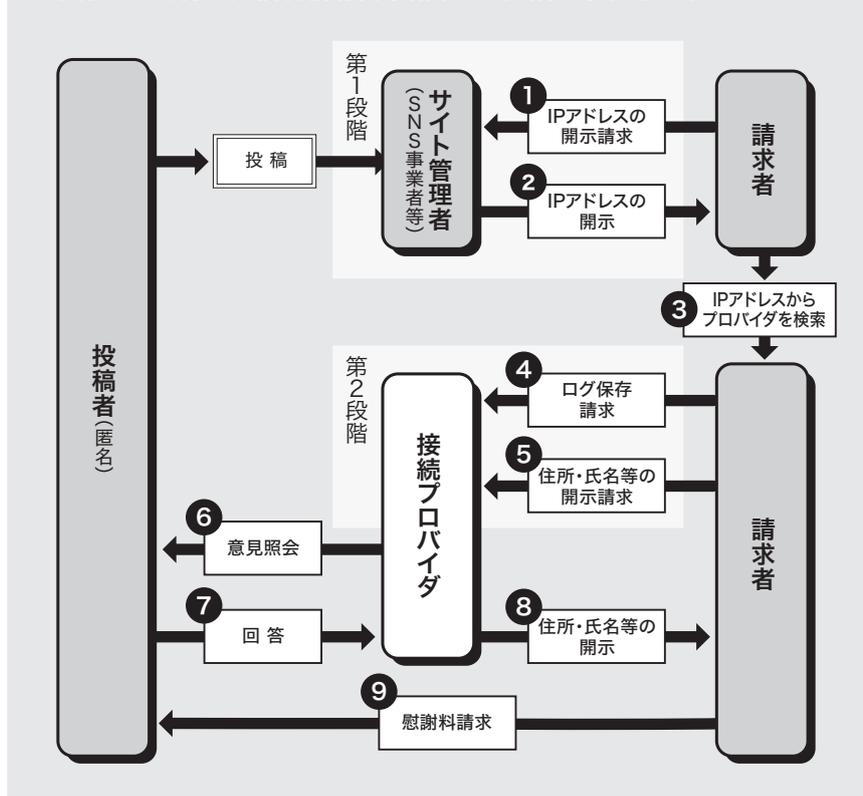
新法は、新しく「発信者情報開示命令」の制度をつくり、裁判所の「非訟手続」により開示請求できるようにしました（新法8条）。

手続きの「二体化」

発信者情報開示命令の申立てに係る事件では、現行法で2段階に分かれていた手続きを「二体化」し、一連の手続きとして取り扱っています（次頁図表2）。

申立人は、まずサイト管理者に対し、IPアドレスの開示命令を

〔図表1〕 現行の発信者情報開示請求の2段階の手続きのイメージ



申し立てるとともに（新法8条）、これを「本案」とする「提供命令」の申立てをします（新法15条1項）。提供命令が発令されると、サイト管理者から申立人に対し、接続プロバイダの名称が開示されます（新法15条1項1号イ）。

そこで申立人は、開示された接続プロバイダに対し、住所氏名の

開示命令を求めるとともに（新法8条）、これを「本案」とする「消去禁止命令」の申立てをします（新法16条1項）。消去禁止命令は、現行法でのログ保存仮処分に相当します。

申立人が、「接続プロバイダに対し開示命令の申立てをした」旨をサイト管理者に通知すると、サ

イト管理者は接続プロバイダに対し、IPアドレス等の情報を提供します（新法15条1項2号）。

最後に、接続プロバイダに対し開示命令が発令されると、投稿者の住所・氏名等が開示されます。

「一体化」の意味

新法でも、サイト管理者に対する開示命令申立と、接続プロバイダに対する開示命令申立があり、結局、手続きは2段階ではないかと思うかもしれません。

たしかに、厳密には2つの手続きですが、制度的には一体化が図られています。

まず、接続プロバイダに対する発信者情報開示命令事件は、サイト管理者に対する発信者情報開示命令事件が係属している裁判所の管轄に専属します。そのため、2つの手続きは同じ裁判所で審理されます（新法10条7項）。

また、2つの発信者情報開示命令事件は併合されると説明されており、接続プロバイダに対する開示命令申立がなされた時点で、2つの手続きは1つになります。

アカウント情報開示請求の迅速化

新法では、IPアドレス開示仮

処分決定よりずっと短い期間で、接続プロバイダの「提供命令」が発令されると考えられています。そのため、申立てから接続プロバイダが判明するまでの時間は、かなり短縮されます。

SNS事業者に対するアカウント情報（電話番号・メールアドレス）の開示請求もまた、新法では、かなり手続きが迅速化されます。現行法と異なり外国への送達が不要となるため、4〜7か月程度短縮できると予想されます。

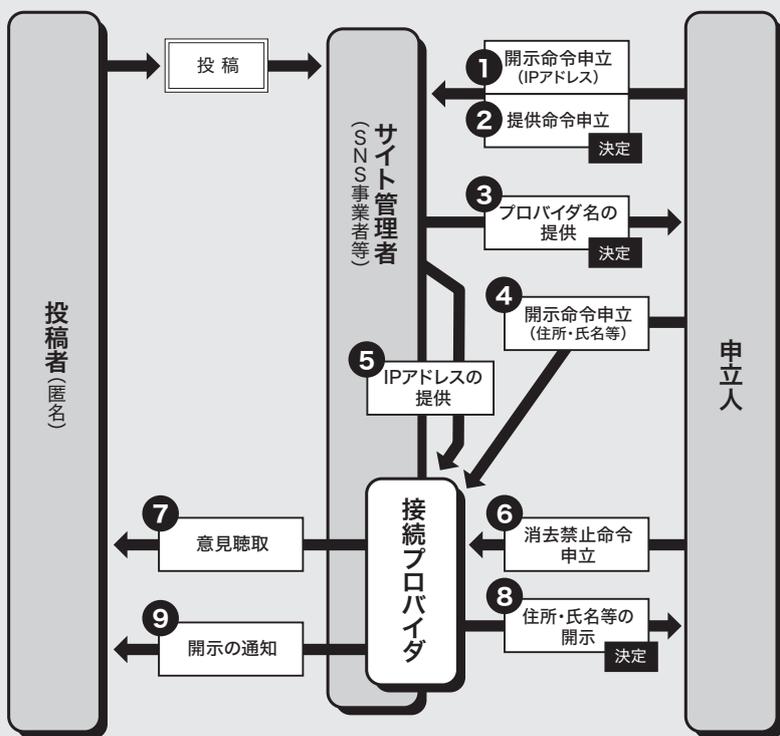
ログイン型投稿への対応

侵害関連通信

新法では、ログイン型投稿の発信者情報開示請求に対応するため、新たに「侵害関連通信」という概念が追加されました（新法5条3項）。

定義は、「侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号その他の符号の電気通信による送信」であり、

〔図表2〕 発信者情報開示命令の手続き一体化のイメージ



- ① ログイン(サービスを「利用し」)
 - ② 侵害情報の送信
 - ③ ログアウト(サービスの「利用を終了」)
- との一連の操作の流れにおいて、発信者情報開示請求の対象となるログインとログアウトを捕捉しています。

これは、前述の東京高裁判決で

採用されている考え方を明文化したものと云えます。

侵害情報を送信するためのログイン(侵害情報の直前のログイン)と捉えることから、新法施行後は、現行法のもとの手続きのように、侵害情報と無関係なログイン時IPアドレスを網羅的に開示請求することはできなくなります。

特定発信者情報

新法では、ログイン時IPアドレス、ログイン時タイムスタンプ、ログイン時ポート番号など、「侵害関連通信」に関する発信者情報を「特定発信者情報」と定義し（新法5条1項）、サイト管理者に

対し特定発信者情報を開示請求するための要件を新設しました（新法5条1項3号）。

【図表3】新法5条1項3号イとロ

- | | |
|---|---|
| イ | 当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき |
| ロ | 当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であって総務省令で定めるもののみであると認めるとき
(1) 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所
(2) 当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報 |

者の住所・氏名等を開示請求できるよう、条文を追加しました（新法5条2項）。

サイト管理者に対し特定発信者情報を開示請求する際には、サイト管理者が投稿時IPアドレスを保有していないなどの要件充足が必要となります。

他方、接続プロバイダに対し、特定発信者情報をもとに、投稿者の住所・氏名等を開示請求する際には、そのログイン時IPアドレスが、「侵害関連通信」であることが要件となります。

もつとも、新法5条1項3号イとロ（図表3）が具体的にどのようなケースを想定しているのかについては、現時点でははっきりしていません。今後、省令等により具体化されるものと思われます。

意見聴取義務について

情報開示を求められた接続プロバイダは、発信者に対し、「開示の請求に応じるかどうか」につき、意見聴取する必要があります（新法6条1項）。現行法にも同様の規定はありますが（現行法4条2項）、新法では、単に「開示の請求に応じるかどうか」だけでなく、

「当該開示の請求に応じるべきでない旨の意見である場合には、その理由」も意見聴取しなければならぬと規定されています。

もつとも、現行のプロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドラインの書式では、開示拒否の場合、その理由も記載できるようになっています。そのため、新法施行後も運用に大きな変更はないと考えられます。

発信者情報開示命令の活用

SNS事業者に対する開示命令の活用

発信者情報開示命令は、早期に投稿者を特定できるよう制度設計されています。特に、SNS事業者に対するアカウント情報の開示請求は、現行法より、かなり早くなると期待されます。

そこで、ツイッターのようにログインして利用するサイトであれば、サイト管理者に対する発信者情報開示命令申立では、ログイン時IPアドレスなどの特定発信者情報だけでなく、電話番号・メールアドレスも同時に対象とするのがよいでしょう。提供命令（新法

15条1項1号）によりIPアドレス等が接続プロバイダに提供されたあとも、サイト管理者に対する電話番号・メールアドレスの開示命令申立はそのまま残り、接続プロバイダに対する開示命令申立と併合審理されます。

その結果、最終的に開示命令が発令されると、接続プロバイダからは契約者情報、サイト管理者からは電話番号・メールアドレスが開示されます。もし、接続プロバイダの開示した契約者情報では投稿者までたどり着けなかったとしても、サイト管理者の開示した情報から投稿者を特定できる可能性があります。

発信者情報開示請求訴訟との併用

発信者情報開示命令申立は、従来型の手続きと併用することもできます。たとえば、IPアドレスは従来どおり仮処分で開示請求し、開示されたIPアドレスをもとに、発信者情報開示命令を申し立てるといった使い方が想定されます。

そのほかの活用方法については、今後、総務省令や最高裁判所規則がつけられてから、順次検討していくことになるでしょう。●